

山梨県公報

第二千三百五十七号

平成二十五年

九月三十日

月曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定……………六一七
- 保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………六一七
- 道路の供用開始(二件)……………六一八
- 平成二十四年度における人事行政の運営の状況について……………六一九
- 平成二十四年度における人事委員会の業務の状況について……………六二九
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………六三四
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………六三四
- 指定障害者支援施設の指定……………六三五
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………六三五
- 落札者の決定について……………六三七
- 甲府都市計画道路事業の施行について……………六三七

告示

山梨県告示第三百九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横内正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
財団法人山梨厚生会塩山市民病院	甲州市塩山西広門田四百三十三番地一

二 認定期間

平成二十五年九月二十九日から平成二十八年九月二十八日まで

山梨県告示第三百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南巨摩郡身延町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南巨摩郡身延町(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南巨摩郡富士川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南巨摩郡富士川町（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、富士川町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	四一一号	甲州市勝沼町山字西之田二九五番の一〇地先から 甲州市勝沼町山字西之田九一〇番の一地先まで	三〇・〇	平成二十五年十月二日

山梨県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	白井甲州線	甲州市塩山熊野字梶畑二五八番の三地先から 甲州市塩山下於曾字一ノ坪八七	一三六・三	平成二十五年十月二日

六番の一地先まで

公 告

● 平成二十四年度における人事行政の運営の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）
第二条の規定により任命権者から平成二十四年度における人事行政の運営の状況につい
て報告があったので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県人事行政の運営状況について

※特に区分が示されていない場合は、教育、警察、企業局等すべてを合計した値

1 任用

(1) 任用形態別の職員数の状況

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		
		平成24年	平成23年	前年増減数
一般行政部門	正式任用	3,035	3,042	▲ 7
	再任用職員(常勤)			
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)	3	1	2
	任期付職員(短時間)			
	小 計	3,038	3,043	▲ 5
教育・警察部門	正式任用	10,115	10,167	▲ 52
	再任用職員(常勤)	18	18	0
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	10,133	10,185	▲ 52
公営企業等会計部門	正式任用	105	108	▲ 3
	再任用職員(常勤)	1	1	0
	再任用職員(短時間)			
	任期付職員(常勤)			
	任期付職員(短時間)			
	小 計	106	109	▲ 3
	合 計	13,277	13,337	▲ 60

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

(平成24年度)

職 種	区 分	採用	退 職				合 計
			定年	勲奨	自己都合	その他	
一般行政職		142	93	17	19	8	137
医療職		14	4	5	2	0	11
技能労務職		0	9	1	0	0	10
教育職		137	144	68	23	31	266
公安職		92	36	7	18	16	77
合 計 (構成比%)		385	286 (57%)	98 (20%)	62 (12%)	55 (11%)	501 (100%)

※ 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3) 職員の昇任及び降任の状況

(平成24年4月1日現在、公安職については平成24年度の状況)

職 種	区 分	昇 任			降 任
		部次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		34	190	403	
医療職			1	15	
技能労務職				5	
教育職			63	68	
公安職		7	17	114	
合 計		41	271	605	

※1 教育職については、校長相当職を「課長級」へ、教頭相当職を「左記以外」へ計上

※2 公安職については、部長相当職を「部次長級」へ、所属長相当職を「課長級」へ計上

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成24年	平成23年		
一般行政部門	議会	22	23	▲ 1	組織体制の見直し 事務・事業の見直し等 総合県税事務所の業務体制の見直し 事務・事業の見直し等 業務執行体制の強化 出先機関の業務見直し等 事務・事業の見直し等
	総務企画	590	591	▲ 1	
	税務	100	101	▲ 1	
	民生・衛生	786	789	▲ 3	
	商工・労働	270	266	▲ 4	
	農林水産	706	711	▲ 5	
	土木	564	562	▲ 2	
	小計	3,038	3,043	▲ 5	
教育・警察部門	教育	8,201	8,267	▲ 66	児童生徒数の減に伴う教職員数の減等 警察官の欠員補充等
	警察	1,932	1,918	▲ 14	
	小計	10,133	10,185	▲ 52	
公営企業等 会計部門	病院	0	0	0	事業所の業務見直し等
	企業局	106	109	▲ 3	
	小計	106	109	▲ 3	
合計		13,277	13,337	▲ 60	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、特定地方独立行政法人以外への派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

(5) 定員適正化計画の概要

平成19年4月1日時点における総職員数を、平成23年4月1日までの5年間で4.2% (633人) 純減する目標としていたが、削減目標を上回る5.3% (794人) の純減を達成した。
引き続き、簡素で効率的な組織づくりを進め、県民サービスを十分に確保しつつ人件費を抑制し、効率的な行政運営を図る観点から職員数の適正な管理を進めていく。

2 給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
		千円	千円	千円	%
平成24年度	H25.3.31 850,375人	467,326,016	5,913,004	117,967,619	25.2%

※ 公営企業会計決算を合算している。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成25年度	13,294	57,296,484	10,504,524	20,900,226	88,701,234	6,672

※1 職員手当には退職手当を含まない。
 ※2 給与費は当初予算に計上された額
 ※3 公営企業会計予算を合算

(3) ラスパイレス指数の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	平成24年4月1日				
	指数	参考値	(参考) 全国県平均	指数	参考値
山梨県	108.3	100.1		107.5	99.3

※ ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別でラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもの。
 国を100としている。
 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値。

(4) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成24年4月1日現在)

区分	一般行政職			教育職 (小中高等学校教員)			公安職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県	円 340,735	円 419,384	歳 43.3	円 378,394	円 426,773	歳 44.7	円 323,890	円 431,988	歳 39.2

※ 平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(5) 職員の初任給の状況 (平成24年4月1日現在)

区分		山梨県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	178,800円	190,300円	163,987円	175,414円
	高校卒	144,500円	154,400円	133,418円	141,417円
教育職 (小中学校)	大学卒	199,700円	212,300円	—	—
	高校卒	154,900円	168,300円	—	—
教育職 (高等学校)	大学卒	199,700円	212,300円	—	—
	高校卒	154,900円	168,300円	—	—
公安職	大学卒	204,500円	217,200円	190,460円	202,840円
	高校卒	172,000円	185,300円	153,797円	165,415円

※ 国では、平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間は給料の特例減額措置を実施。

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成24年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,301円	318,324円	361,004円
	高校卒	218,875円	264,580円	314,467円
教育職	大学卒	304,786円	354,963円	391,084円
	高校卒	—	—円	345,176円
公安職	大学卒	286,095円	344,033円	372,729円
	高校卒	251,705円	294,753円	336,807円

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいう。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	1年前の職員数	構成比	5年前の職員数	構成比
9級	部長	14	0.4%	13	0.4%	14	0.4%
8級	次長	50	1.5%	53	1.6%	70	1.9%
7級	課長・参事	81	2.4%	82	2.4%	83	2.3%
6級	課長・主幹	834	24.5%	781	23.0%	802	22.3%
5級	課長補佐	425	12.5%	433	12.7%	372	10.3%
4級	主査・副主査	921	27.0%	968	28.5%	1,045	29.0%
3級	主任	529	15.5%	551	16.2%	650	18.1%
2級	主事・技師	300	8.8%	267	7.9%	357	9.9%
1級	主事・技師	254	7.5%	249	7.3%	207	5.8%
一般行政職職員数		3,408	100.0%	3,397	100.0%	3,600	100.0%

※1 山梨県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務

(8) 職員手当の状況

(平成24年度)

区分	山 梨 県	国
	(平成24年度支給割合)	(平成24年度支給割合)
期末手当	期末手当 6月期 1.225月分 0.675月分 (0.65)月分 (0.325)月分 12月期 1.375月分 0.675月分 (0.80)月分 (0.325)月分 計 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	期末手当 6月期 1.225月分 0.675月分 (0.65)月分 (0.325)月分 12月期 1.375月分 0.675月分 (0.80)月分 (0.325)月分 計 2.60月分 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
勤勉手当	職制上の段階、職務の級等による加算措置 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 ~H25.1.31 23.5月分 30.55月分 H25.2.1~ 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 ~H25.1.31 33.5月分 41.34月分 H25.2.1~ 32.83月分 38.955月分 勤続35年 ~H25.1.31 47.5月分 59.28月分 H25.2.1~ 46.55月分 55.86月分 最高限度額 ~H25.1.31 59.28月分 59.28月分 H25.2.1~ 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 5,489千円 25,834千円	職制上の段階、職務の級等による加算措置 (支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 ~H24.12.31 23.5月分 30.55月分 H25.1.1~ 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 ~H24.12.31 33.5月分 41.34月分 H25.1.1~ 32.83月分 38.955月分 勤続35年 ~H24.12.31 47.5月分 59.28月分 H25.1.1~ 46.55月分 55.86月分 最高限度額 ~H24.12.31 59.28月分 59.28月分 H25.1.1~ 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 ~H25.1.31 23.5月分 30.55月分 H25.2.1~ 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 ~H25.1.31 33.5月分 41.34月分 H25.2.1~ 32.83月分 38.955月分 勤続35年 ~H25.1.31 47.5月分 59.28月分 H25.2.1~ 46.55月分 55.86月分 最高限度額 ~H25.1.31 59.28月分 59.28月分 H25.2.1~ 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無 1人当たり平均支給額 5,489千円 25,834千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 ~H24.12.31 23.5月分 30.55月分 H25.1.1~ 23.03月分 28.7875月分 勤続25年 ~H24.12.31 33.5月分 41.34月分 H25.1.1~ 32.83月分 38.955月分 勤続35年 ~H24.12.31 47.5月分 59.28月分 H25.1.1~ 46.55月分 55.86月分 最高限度額 ~H24.12.31 59.28月分 59.28月分 H25.1.1~ 55.86月分 55.86月分 その他の加算措置 無 退職時特別昇給 無

※1 ()内は、再任用職員に係る支給割合

※2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額

区分	全 職 種
特殊勤務手当	34.4%
(24年度) 支給職員1人当たり平均支給年額	98,348円
手当の種類(手当数)	33
手当の名称	
税務手当 社会福祉業務従事手当 防疫等作業手当 医師診療実験従事手当 種雄牛馬取扱手当 爆発物取扱手当 と畜業務従事手当 夜間看護手当 有害薬物取扱手当 放射線取扱手当 危険現場作業手当 ダム管理作業手当 用地交渉手当 保健衛生業務従事手当 災害出動手当 道路上作業手当 多学年学級担当手当 教員特殊業務手当 教育業務連絡指導手当 私服作業 手当 鑑識作業手当 看守、護送手当 警ら手当 夜間特殊作業手当 交通警察業務手当 死 体処理手当 救助捜索手当 航空手当 銃器犯罪捜査従事手当 身辺警護等作業手当 自動車整 備業務従事手当 特殊自動車運転等作業手当 企業従事手当	

※1 普通会計決算及び公営企業会計決算の人員費の状況のうち特殊勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

時間外勤務手当	支 給 総 額	2,116,839千円
	職員1人当たり支給年額	371千円

※1 普通会計決算と公営企業会計決算を合算し、人員費の状況のうち時間外勤務手当を記載

※2 職員1人当たり支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員+警察官の人数で除した数値

内 容	国の制度との異同
扶養手当 1 配偶者 月額 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円 16歳から22歳までの子に対しては1人5,000円の 加算措置 ※ 配偶者以外の扶養親族の範囲 22歳未満の子及び孫、60歳以上の父母及び 祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	1 国と同じ 2 国と同じ
住居手当 1 職員の居住する借家・借間 自ら借り受け居住している住宅で月額12,000円を 超える家賃を負担している職員 ・ 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・ 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・ 家賃55,000円以上 27,000円(支給限度額) ※ 100円未満は切り捨て	1 国と同じ

	2 単身赴任手当受給者で配偶者等が居住する借家又は借間に対し月額12,000円を超える家賃又は間代を支払っている場合の住居手当 1の1/2の額	2 国と同じ
通勤手当	<p>1 交通機関を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月運賃等が55,000円以下の場合 職員が負担している運賃等 ・1ヶ月運賃等が55,000円を超える場合 55,000円 + (1ヶ月運賃等 - 55,000円) × 1/2 ※ 1ヶ月運賃等：6ヶ月定期券の1ヶ月当たりの価額又は回数券等の安価な額で算定 <p>2 自動車等を利用する場合 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 通勤距離に応じて2km以上81km未満は、3,000円～52,720円 (81km以上は、54,038円が限度額) ・自転車を除く二輪車 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低の手当額を適用 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～36,904円 (60km以上は39,540円が限度額) ・自転車 2km以上2,000円 (定額) <p>3 1及び2を併用する場合 1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額</p> <p>4 特急等を利用する場合 異動や新規採用等による通勤困難者に特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 特急利用料金等 JR特急料金及び高速道路等有料道路の利用料金 <p>5 駐車場を利用する場合 通勤のため四輪の自動車を使用し、有料駐車場を利用する場合、1月当たりの駐車料金に相当する額の1/2を1～4で算出した通勤手当額に加算支給 (限度額3,000円)</p>	<p>1 55,000円超過分の支給無し</p> <p>2 四輪自動車と四輪自動車以外の区分無し 使用距離区分が相違 ※2km以上60km未満2,000円～23,600円 (60km以上は24,500円が限度額)</p> <p>3 国と同じ</p> <p>4 新規採用者は支給対象外 20,000円が限度額</p> <p>5 国は制度無し</p>

(9) 義務教育諸学校の教員給与の一般行政職に対する優遇度の状況 (平成24年4月1日現在)

高等学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		小・中学校教育職 (給料、教職調整額及び義務教育等教員特別手当の平均月額)		一般行政職 (給料及び給料の調整額の平均月額)		一般行政職を100とした場合の教員の比率	
平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	平均年齢	平均月額	高等学校教育職	小・中学校教育職
A	379,093 円	B	385,936 円	C	340,760 円	108.8	106.1
43.3 歳		45.1 歳		43.2 歳			

※1 この表は、学校教育の水準の向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法第3条に基づき、義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、ろう学校若しくは特別支援学校の小学部若しくは中学部)の教員の給与の優遇措置の状況を明らかにするもの

※2 「一般行政職を100とした場合の教員の比率」とは、教員と一般行政職の給与を学歴別、経験年数別に対応させ、パーシェ方式により比較したもの

(10) 特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

区分		給料月額等
給料	知事	1,250,000円
	副知事	960,000円
	公営企業管理者	810,000円
	教育長	790,000円
報酬	議長	910,000円
	副議長	820,000円
	議員	770,000円
期末手当	知事	(平成24年度支給割合)
	副知事	6月期 1.4月分
	公営企業管理者	12月期 1.55月分
	教育長	計 2.95月分
	議長	(平成24年度支給割合)
	副議長	6月期 1.4月分
議員	12月期 1.55月分	
計	2.95月分	
退職手当	知事	(算定方式) (在職期間)
	副知事	給料月額(円) × 在職月数 × 62 / 100 (同一職通算)
	公営企業管理者	× 45 / 100 (同一職通算)
	教育長	× 28 / 100 (同一職通算)
		× 27 / 100 (同一職通算)

※ 知事等については、給料等の特例減額措置を実施しており、給料等に以下の割合を乗じた額を、給料等から減額している。

- 平成23年10月1日から平成27年3月31日まで
知事：10% 副知事、公営企業管理者、教育長：7%
- ※ ただし、上記期間のうち、平成25年7月1日から平成26年3月31日までは、
知事：20% 副知事、公営企業管理者、教育長：15% 削減
- 平成22年12月1日から平成25年6月30日まで
議長：5% 副議長：4% 議員：3%
- 平成25年7月1日から平成26年3月31日まで
議長：10% 副議長：9% 議員：8%

※ 知事等については、退職手当の支給割合を平成25年3月13日から次のとおり改訂している。
知事：52/100 副知事：38/100 公営企業管理者：24/100 教育長：23/100

3 勤務時間

(1) 一般職員の年次有給休暇の使用状況 ※平成24年1月1日～平成24年12月31日の平均使用日数

知事部局：11.2日 教育委員会(県立学校教員含む)：10.8日
警察部局：5.3日 企業局：13.6日

(2) 育児休業及び部分休業の取得状況 (平成24年度)

	平成24年度の取得者数		平成24年度中に新たに取得可能となった職員 (育児休業等対象者数)		
	育児休業	部分休業	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	
男性職員	2		309		
女性職員	184	32	185	184	1
	265	5			
合計	186	32	494	184	1
	265	5			

※ 「平成24年度の取得者数」欄の上段は、平成23年度に新たに取得した者、下段は、平成23年度以前から引き続き取得している者の数

なお、上段には平成23年度中に取得可能となり取得した者のほか、平成22年度以前に取得可能となり平成23年度から新たに取得した者が含まれるので、「平成24年度中に新たに取得可能となった職員」の「うち育児休業取得者数」、「うち部分休業取得者数」と必ずしも一致するものではなく、また下回ることはない。

(3) 介護休暇の取得状況 (平成24年度)

	介護休暇取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	0	0			
女性職員	13	13	13		
合計	13	13	13		

4 分限及び懲戒

(1) 分限処分者数 (平成24年4月1日～平成25年3月31日) (単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
		105		105	1

※1 対象職員は、一般職に属するすべての職員

※2 分限処分者数

ア 平成24年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。

イ 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)						
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			105		105	
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)						
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)						
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)						
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						
合 計			105		105	
法第28条第4項により失職した者						1

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

(3) 懲戒処分者数 (平成24年4月1日～平成25年3月31日) (単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合計
6	9	1	3	19

(4) 処分事由別懲戒処分件数 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	3	4		3	10
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	1	2			3
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	2	3	1		6
合 計	6	9	1	3	19

※1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上

※2 法とは地方公務員法をいう。

5 服務

(1) 服務規律の遵守に関する取組 (平成24年度)

任命権者	取 組 内 容	職員への周知方法
知 事	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、 飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

教育長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示
警察本部長	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知、指示及び掲示
公営企業管理者	服務規律の確保、厳正な職務執行、行政サービスの向上、飲酒運転の根絶、県民福祉の一層の向上等	通知及び掲示

(2) 兼業の許可件数 (平成24年度)

任命権者	件数
知事	6
教育長	4
警察本部長	0
公営企業管理者	0
合計	10

6 研修

(1) 研修実績

(平成24年度)

区分		内容	修了者等	
自己啓発研修		職員自ら研究及び修養を行う(通信教育講座、自主研究等)	101	
職場研修		日常の仕事を通じて必要な知識、技術等を取得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	—	
職場外研修	部局研修	職種別研修	技術専門職員等を対象として専門知識・技術を中心とした能力向上を図るため、各部局が行う研修	
	部局研修	テーマ別研修	各部局が所管する専門分野や県政課題をテーマとして、部局内又は全庁向けに行う研修	
	研修所研修	階層別研修	階層やポストに必要な能力を養成するための研修	275
		年齢別研修	一人一人の個性や能力に着目した人材育成を図るため、若手・中堅職員を対象として行う能力開発研修	123
		能力開発研修	人事評価制度と連携し、より高度な能力の養成や知識の習得を目的とする研修	530
		チャレンジ研修	県行政の中核を担う知識、実行力、構想力、リーダーシップの養成を図るため行う実践的研修	261
	特別研修	組織として必要な指導者養成等のための研修	591	
派遣研修	異なった組織風土や業務内容を経験することによって、幅広い視野や柔軟な思考力を養成し、高度な専門知識を習得するために行う研修	38		

7 勤務成績の評定の概要

知事部局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

教育委員会： 地方公務員法第40条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第46条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員及び教員の執務について勤務成績の評定を行っている。

警察部局： 地方公務員法第40条及び山梨県警察職員の勤務評定の実施に関する訓令に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

企業局： 地方公務員法第40条の規定に基づき、定期人事異動、昇任・昇格、勤勉手当の支給等に当たって、職員の執務について勤務成績の評定を行っている。

8 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画 (平成24年度)

① 職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要
労働安全衛生管理体制の整備	安全管理者・衛生管理者・産業医資格取得講習会への職員派遣 安全衛生委員会の開催・安全衛生推進者等の研修会開催
一般健康相談・ストレス相談の開催 (知事部局、教育委員会及び企業局)	衛生管理医 (内科・精神科医師) による、定例の健康相談を開設
部外カウンセラーによるストレス相談窓口等の設置 (知事部局及び警察部局)	カウンセラーとして、臨床心理士・医師・弁護士を委嘱し、職員の様々な悩みに対する相談窓口を確保

(2) 職員の厚生福利の実施状況 (平成24年度)

① 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検診項目	受診者数
定期健康診断・生活習慣病検診等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するために、人間ドックを除く全職員を対象に実施	年齢及び業務内容等に応じて実施 問診、胸部X線、血圧、尿、視力、聴力、血中脂質、肝機能、貧血、糖代謝、腎機能、心電図、眼底等	知事部局：1,992人 教育委員会：1,404人 警察部局：1,019人 企業局：65人
人間ドック	生活習慣病予防対策として1日又は2日の総合的な精密検診を実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、眼圧、胸部X線、血液検査、尿、超音波検査等	知事部局：946人 教育委員会：1,043人 警察部局：886人 企業局：37人
特殊業務従事者検診	放射線業務・有害薬品・血液・有機溶剤・有機リン・鉛・家畜等取扱者を対象に業務毎に必要な検査を実施	肝機能、貧血、血液像、HBs抗原抗体、尿、尿中代謝物、トリゾラマ等	知事部局：413人 教育委員会：76人 警察部局：271人
特定業務従事者健康診断	深夜業務 (午後10時～午前5時の業務) 及びホルムアルデヒド取扱業務に従事する職員を対象に実施	問診、診察、血圧、尿、血液、心電図、眼底等	知事部局：137人 警察部局：479人 企業局：15人

② 職員のレクリエーションの実施状況

項目	内容	実施場所	委託先	会員数	期日	参加者等	実績額
職員文化展 (知)	絵画、書道、写真、工芸、文芸作品の展示、囲碁・将棋大会等の実施	県民会館他	地方職員共済組合山梨県支部	4,118人	平成25年1月23日 ～1月27日	来場者数 186人 出品点数 275点	471,040円
元気回復事業 (教)	各種スポーツ大会、芸術・文化活動、ガーデニング教室、囲碁大会等の実施	コラニー文化ホール他	(財)山梨県教職員互助組合 (財)山梨県高等学校教職員互助会	5,204人 2,249人	平成24年4月9日 ～ 平成25年3月31日	参加者数 延7,042人	11,799,000円 10,908,000円
職員・家族文化展 (警)	絵画、書道、写真、工芸等の展示	民間商業施設	山梨県警察職員互助会	1,969人	平成25年1月16日 ～1月21日	来場者数 478人 出品点数 54点	203,947円

※表中、(知)とは知事部局等を、(教)とは教育委員会部局を、(警)とは警察部局をいう。

● 平成二十四年度における人事委員会の業務の状況について

山梨県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年山梨県条例第三号）
第四条の規定により人事委員会から平成二十四年度における人事委員会の業務の状況に
ついて報告があつたので、同条例第六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

山 梨 県 人 事 委 員 会 業 務 報 告

1 競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
警察官(第1回)	5月13日	5月26,27日	7月3,4日	7月20日
上 級	6月24日	[1回目] 7月8日 [2回目] 7月24~30日	8月23~25日	8月31日
初級・学校職員 資格免許	9月23日	[1回目] 10月14日 [2回目] 10月31日	—	11月9日
警察官(第2回)	9月16日	10月7,8日	11月15,16日	11月30日

イ 競争試験の実施状況

	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格者 数 D (人)	競争倍率 B/D (倍)
警察官 (第1回)	45	607	429	70.7	225	45	9.5
上級	121	1,093	906	82.9	360	124	7.3
初級	3	29	22	75.9	12	3	7.3
学校職員	3	41	35	85.4	10	3	11.7
資格免許	6	20	18	90.0	17	6	3.0
警察官 (第2回)	32	432	304	70.4	159	32	9.5
合 計	213	2,229	1,719	77.1	788	214	8.0

(2) 採用選考の実施状況

① 身体障害者を対象とした採用選考の実施状況

ア 実施日

種 類	1次試験日	2次試験日	3次試験日	最終合格 発表日
身障者選考	9月23日	10月24日	—	11月9日

イ 試験の実施状況

種 類	採用予定数 (人)	申込者数 A (人)	受験者数 B (人)	受験率 B/A (%)	第一次合格 者数 (人)	最終合格 者数D (人)	競争倍率 B/D (倍)
身障者選考	3	7	5	71.4	5	1	5.0

② その他の採用選考の実施状況

職	部局	知事	教育委員会	警察	その他	計
部長及びその相当職		3				3
課長及びその相当職		6	3	2		11
課長補佐及びその相当職			23	5		28
係長及びその相当職			5	8		13
上記以外		12				12
合計		21	31	15		67

(3) 昇任選考の実施状況

職	部局	知事	教育委員会	警察	その他	計
部長及びその相当職		36	2		4	42
課長及びその相当職		67	27	23	3	120
課長補佐及びその相当職		276	21	40	16	353
係長及びその相当職		153	29	19	4	205
上記以外		61	12	3	2	78
合計		593	91	85	29	798

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 報告

① 公民給与較差に基づく給与改定

ア 公民給与の較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
386,570 円	384,363 円	2,207 円 (0.57%)
	<減額措置前の額> 386,585 円	△15 円 (△0.00%)

(注)

- 1 公民ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
- 2 職員給与は、給料 345,782 円 (減額措置前 348,004 円)、地域手当 11,519 円、扶養手当 11,250 円、管理職手当 11,325 円、住居手当 4,013 円及びその他の手当 474 円の合計額である。

イ 公民特別給の較差

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた特別給は、現行の職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数と均衡している。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
3.95 月	3.95 月

ウ 改定の内容

- ・ 月例給は、公民較差 (△15 円、0.00%) が僅かで均衡していること及び人事院勧告において改定が見送られたことなどから改定は行わないこととした。
- ・ 特別給 (期末手当・勤勉手当) については、職員の平均支給月数が民間の特別給の支給月数とほぼ均衡していたことから改定は行わないこととした。

② 昇給・昇格制度の改正

人事院勧告においては、50 歳代後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給制度については、55 歳 (一部の給料表適用者は 57 歳) を超える職員は、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好の場合は 1 号俸、極めて良好な場合は 2 号俸以上の昇給に、それぞれ抑制し、昇格制度については、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減することとし、改正の実施時期を平成 25 年 1 月 1 日とした。

人事院が指摘した高齢層職員に係る給与上の課題は、本県においても対処すべき課題と認められることから、人事院勧告を受けた国の動向や他の都道府県の対応状況に留意しつつ、人事院勧告に準じた制度改正を行うことが適当である。

③ 公務運営の改善について

- ア 有能な人材の確保・育成
- イ 能力・実績に基づく人事管理
- ウ 職員の勤務環境の整備
 - ・時間外勤務の縮減
 - ・年次有給休暇の取得促進
 - ・職員の健康管理
- エ サービス規律の確保

④ 高齢期の雇用問題

国家公務員の雇用と年金の接続について、再任用の義務化で対応すると政府の基本方針が決定されたことから、本県においても国家公務員に準じた対応を検討する必要がある。

平成 26 年 4 月から実施が見込まれる新たな再任用制度においては、再任用職員の職務内容や給与水準の設定、これに伴う組織活力の維持などが課題となる。

新たな制度の実施に当たっては、国の対応や他の都道府県の検討状況を注視し、本県の実情を踏まえ、高齢期にあっても職員が安心して職務に専念できるよう配慮しつつ、総合的な人事管理や給与水準の在り方などの検討を進める必要がある。

(2) 勧告

本年は、月例給、特別給ともに、職員の給与が民間の給与と均衡していたことが明らかになったことから、改定は行わないこととし、勧告は実施しなかった。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数					翌年度 への 繰越 (A)-(B)
	前年度 からの 繰越	新 規 要 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定	計 (B)	
給与									
旅費									
勤務時間									
休暇									
執務環境									
厚生福利									
転任									
任用									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 係属状況

区分	係属件数			処理件数					翌年度への繰越 (A)-(B)
	前年度からの繰越	新要求	計(A)	却下	取下げ	打切り	判定	計(B)	
分限処分	降給								
	降任								
	休職								
	分限免職								
懲戒処分	戒告								
	減給								
	停職								
	懲戒免職								
転任									
その他									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 完結事案一覧表

事案番号	処分者	処分の内容	完結年月日	判定
対象事案なし				

5 苦情相談の状況

区分	任用関係	給与関係	勤務条件・サービス関係	厚生・福祉関係	公平審査関係	セクハラ・パワハラ・いじめ関係	合計
件数	0	0	0	0	0	0	0

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横内 正明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
ウエルシア薬局甲斐敷島店	山梨県甲斐市中下条千六百十一番地	一九四一七四〇〇二七	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成二十五年八月一日
みさき薬局赤坂台	山梨県甲斐市竜王七百六十三番地四十	一九四一七四〇〇三五	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	
デイサービスいこいの家	山梨県甲斐市国母三丁目四番八号	一九七〇一〇三七七四	介護予防通所介護通所介護	
デイサービスあんど遊	山梨県甲斐市朝日五丁目四番十四号	一九七〇一〇三八〇八	介護予防通所介護通所介護	
わかばデイサービスセンタ	山梨県甲斐市古上条町百六十三番地一	一九七〇一〇三八一六	介護予防通所介護	
日本ケアソリユーション訪問介護コレクティブ「君住む街へ」	山梨県甲斐市国玉町千百五十四番地一	一九七〇一〇三八二四	介護予防訪問介護訪問介護	

居宅介護支援事業所ハートケアときわ	山梨県南巨摩郡身延町常葉六百二十六番地	一九七〇七〇一二五四	居宅介護支援	
ゆらぎ指定居宅介護支援事業所	山梨県中巨摩郡昭和町西条三十番地一	一九七〇八〇一一四六	居宅介護支援	
デイサービスしおん	山梨県富士吉田市中曾根三丁目六番三十一号	一九七二二〇〇五五三	介護予防通所介護通所介護	
ひまわりショートヒルズ	山梨県南アルプス市小笠原千八十四番地一	一九七二一〇一〇六五	介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護	
シヨートステイほほ笑みの甲斐	山梨県甲斐市西八幡六百六十九番地一	一九七二七〇〇六一〇	介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護	平成二十五年八月八日

● 指定障害福祉サービス事業者の指定
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。
 平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横内 正明

名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
特定非営利活動法人 菲和会	ドリーム	菲崎市本町一丁目十七番四十四号	就労継続支援 B型	知的障害者 精神障害者
社会福祉法人 第二あなやま	菲崎市穴山町五千	共同生活介護	知的障害者	

信和会	かがやき株式会社	かがやき夢農場	百八十七番地三	共同生活援助	知的障害者
株式会社が お	訪問介護すみか	まごころケア二 十四山梨	甲州市勝沼町勝沼 三千百七十二番地	居宅介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児
株式会社があり がとう	ありがとう	南アルプス市上市 之瀬字久保田九百 七十四番地一	甲州市勝沼町勝沼 三千百七十二番地	就労継続支援 A型	身体障害者 視覚障害者を 除く。知的 障害者 精 神障害者
株式会社えが お	甲府市城東三丁目 十三番八号	居宅介護	居宅介護	就労継続支援 B型	身体障害者 聴覚障害及び 言語機能障害 のある者に限 る。
同行援護	重度訪問介護	重度訪問介護	重度訪問介護	同行援護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児
					身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児

株式会社栄光	訪問介護事業所 クリーム	甲府市徳行一丁目 三番二十二号	居宅介護	行動援助	知的障害者 精神障害者 障害児
			重度訪問介護		身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児

● 指定障害者支援施設の指定
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害者支援施設として指定した。

平成二十五年九月三十日
 山梨県知事 横内 正 明

名称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会	山梨県立育精福祉センター成人 寮	南アルプス市有野 三千三百三番地二	生活介護 施設入所支援 短期入所	知的障害者 知的障害者 知的障害者

● 指定障害児通所支援事業者の指定
 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定に基づき、次の者を指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横内 正明

名称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人ムーブ	放課後等デイサービス事業所ぱるっこ	南都留郡富士河口湖町小立二千四百八十七番地四	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）
特定非営利活動法人天使のおもちゃ図書館はばたき	特定非営利活動法人天使のおもちゃ図書館はばたき	都留市桂町千百四十二番地一	児童発達支援（児童発達支援センター（以下「センター」という。）において行うものを除く。）	障害児（重症心身障害児を除く。）
社会福祉法人さかき会	あそぼ	南アルプス市山寺千九十五番地五	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）
特定非営利活動法人虹の谷	デイサービスセンター虹の谷	甲府市上今井町二百六十番地六五幸ビル四階	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）
社会福祉法人三井福祉会	サポートハウス Andante	甲斐市牛匂二千二十九番地二	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）
特定非営利活動法人キッズステーション	特定非営利活動法人キッズステーション	北杜市須玉町藤田四百四十一番地二	児童発達支援（センターにおいて行うも	障害児（重症心身障害児を除く。）

株式会社アイザック	あかね雲ソーシャルカイインドネス	富士吉田市上吉田二千四百五十二番地二	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）
特定非営利活動法人峡北地域支援システム杜の風	キッズクラブひまわり	北杜市長坂町長坂上条千五百六十五番地一	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）
甲斐レスピット株式会社	ぴおーね	甲府市宝一丁目五番十八号	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）
社会福祉法人ぶどうの里	あくしゅ	甲府市西下条町千三十一番地	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）
社会福祉法人山梨福祉事業会	大月児童デイサービス事業所	大月市七保町下和田千六百七番地三	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）
社会福祉法人ひとふさの葡萄	あおぞら	中央市山之神千五百二十二番地八十三	放課後等デイサービス	障害児（重症心身障害児を除く。）
社会福祉法人深敬園	すぎな	南巨摩郡身延町身延三千六百三十七番地	児童発達支援（センターにおいて行うものを除く。）	障害児（重症心身障害児を除く。）
			放課後等デイ	障害児（重症

社会福祉法人 深敬園	ともろうキッズ	南アルプス市飯野 二千九百三十七番 地一	放課後等デイ サービス	障害児（重症 心身障害児を 除く。）
社会福祉法人 ざんが福祉会	きらり	甲斐市竜王三百一 番地二	放課後等デイ サービス	障害児（重症 心身障害児を 除く。）
社会福祉法人 青い樹の会	マハロ	南アルプス市寺部 百七十三番地	放課後等デイ サービス	障害児（重症 心身障害児を 除く。）
社会福祉法人 宮前福祉会	ハッピーランド	甲府市岩窪町六百 十四番地	児童発達支援 （センターに おいて行うも のを除く。）	障害児（重症 心身障害児を 除く。）
社会福祉法人 いずみ会	児童発達支援セ ンターひまわり	山梨市東後屋敷六 百三十五番地一	児童発達支援 （センターに おいて行うも のに限る。）	障害児（重症 心身障害児を 除く。）
社会福祉法人 ひかりの家	ひかりの家学園	西八代郡市川三郷 町市川大門千七百 八十三番地二	児童発達支援 （センターに おいて行うも のに限る。）	障害児（重症 心身障害児を 除く。）

社会福祉法人 ひかりの家	ひかりの家学園	西八代郡市川三郷 町市川大門千七百 八十三番地二	放課後等デイ サービス	障害児（重症 心身障害児を 除く。）
-----------------	---------	--------------------------------	----------------	--------------------------

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 落札に係る（物品等・借入物品等・役務）の名称及び数量

農業農村整備事業標準積算システム「サーバ」機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県農政部耕地課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成二十五年八月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

N E C キヤピタルソリューション株式会社西東京支店 東京都立川市曙町二丁目二
十番五号

五 落札金額

四千四百八十九万九千九百円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に
よる公告を行った日

平成二十五年七月十八日

● 甲府都市計画道路事業の施行について

甲府都市計画道路事業の施行について、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六
十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年九月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市計画の種類及び名称

甲府都市計画道路事業三・四・一一号 田富町敷島線

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県知事 横 内 正 明

- 二 施行者の名称
山梨県
- 三 事務所の所在地
山梨県甲府市貢川二丁目一番八号 中北建設事務所
- 四 事業地の所在
取用の部分 山梨県甲斐市西八幡及び篠原地内
使用の部分 なし